

平成 29 年度から令和 3 年度決算に基づく

仙 台 市 健 全 化 判 断 比 率

再 審 査 意 見 書

仙 台 市 監 査 委 員



R5 監 監 第 276 号

令和 5 年 8 月 24 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	船 山 明 夫
同	岩 淵 健 彦
同	鎌 田 城 行
同	峯 岸 進 一

#### 健全化判断比率再審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により令和 5 年 8 月 21 日付で再審査に付された令和元年度及び令和 2 年度決算に基づく実質公債費比率, 平成 29 年度から令和 3 年度決算に基づく将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので, 別紙のとおり意見を提出します。

なお, 監査委員船山明夫を地方自治法第 199 条の 2 の規定に該当する事務の審査について除斥しました。



# 平成 29 年度から令和 3 年度決算に基づく仙台市健全化判断比率再審査意見

## 第 1 審査の種類

健全化判断比率審査

## 第 2 審査の対象

再審査に付された以下の健全化判断比率

(1) 令和元年度及び令和 2 年度決算に基づく実質公債費比率

(2) 平成 29 年度から令和 3 年度決算に基づく将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 3 審査の日程

令和 5 年 8 月 21 日から同月 23 日まで

## 第 4 審査の着眼点及び主な実施内容等

上記比率の算定根拠として必要となる準元利償還金の額に錯誤があったとして再審査に付された経緯を踏まえ、今回の審査は、上記比率に関し、準元利償還金の額の算定が正確に行われているかに主眼をおいて、仙台市監査基準に従い、関係資料との照合、財政局長からの説明聴取等の方法により実施した。

## 第 5 審査の結果

準元利償還金の額の算定は正確になされており、上記比率も正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率は修正されたが、いずれも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	年度	修正前	修正後	早期健全化基準
実質公債費比率	令和元年度	6.1 %	6.2 %	25 %
	令和 2 年度	6.1 %	6.2 %	
将来負担比率	平成 29 年度	101.1 %	102.2 %	400 %
	平成 30 年度	85.5 %	87.2 %	
	令和元年度	78.8 %	80.5 %	
	令和 2 年度	71.2 %	72.8 %	
	令和 3 年度	59.1 %	60.2 %	

## 第6 意見

このたび、財政の健全性に係る指標の一部について、平成29年度から令和3年度にわたり算定を誤っていたことが判明し、市長から改めての審査が求められた。これら指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、本市の財政の健全化等を図るための計画の基礎となるものであり、総務大臣に報告するとともに、市民に対して公表すべきものである。かかる重要な数値の算定を誤ることは、本市財政に対する市民の誤解を招くことにもつながりかねず、厳格なチェックが求められる。

このたびの算定誤りは、複数の部署で、マニュアルにしたがって入力すべき数値を誤ったこと等により生じたものと説明されている。引き続き、発生原因や背景を詳細に把握し、それぞれの事案に即し、再発防止に必要な措置を的確に講じるよう求めるものである。

